

### 3 . 生活・人権専門部会

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (生活関係)	関係項目	掲示板(広報板)設置等事務
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：町内会掲示板設置費助成            内容：            毎年掲示板の1校区1箇所の設置を進める。(新設及び老朽化による交換)事業主体は堺市社会福祉協議会。            掲示板設置費の100分の80以内とし、かつ1基につき37,000円を限度とする。            37,000円×90基</p>	<p>名称：美原町広報板保守管理事務            内容：町内に約120基設置してある美原町広報板の、新設・移設・製作・更新・撤去等を行う。</p> <p>名称：広報板掲示物受付検印事務            内容：            町管理の「美原町広報板」が町内全域に約120基設置されている。            広報板の使用目的としては町行政情報や公共性の高い情報を住民にお知らせすることである。            具体の事務内容としてはこれら掲示物の受付検印事務である。            その際、当該目的に合致しないもの(営利目的・宗教関係・特定の政党関係等)については一定の基準に従い許可検印しないこととしている。</p>		<p>堺市においては、社会福祉協議会から各校区福祉委員会に掲示板を寄贈することにより、校区単位の広報活動の活性化を図っているが、美原町においては、広報板を町で設置及び管理し、掲示物の受付検印事務を行っている。            このことは自治会関係団体の統合等に密接に関わってくるものである。            これらに配慮しながら、新市において早急に調整し、5年を目途として一体性の確保を図る。</p>

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (生活関係)	関係項目	地区配布事務
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：チラシ等回覧依頼事務</p> <p>内容： 広報さかいの配布については、委託により全戸配布している。</p> <p>自治会等加入世帯に対するチラシ等の回覧依頼については、堺市自治連合協議会を通じ、各単位自治会加入世帯に回覧してもらうよう依頼している。</p>		<p>名称：地区配布事務</p> <p>内容： 広報みはら等の町関係文書を毎月第1金曜日に各地区の区長宅、もしくは区長の指定する場所へ配布し、区長を通じて地区内の各世帯へ配布する。</p> <p>文書連絡事務交付金...区長を通じ地区において各世帯へ広報等を配布してもらうことに対する交付金 世帯割 1世帯につき 年額220円(10月1日現在の世帯数) 均等割 1地区につき 年額30,000円 年度内最終支払日の3月25日に交付</p> <p>上記文書連絡事務交付金については、平成15年度から廃止され、21地区についてシルバー人材センターへ委託されており、それ以外の5地区については、地区へ同様の内容で委託されている。</p>	
		<p>美原町における文書連絡事務交付金については、平成15年度より廃止され、委託により広報みはらをはじめチラシは全戸に配布されている。また、回覧は行われていない。</p> <p>広報紙については、現状、同様の事務となっているが、チラシ等については取り扱いが異なっている状況である。</p> <p>したがって、合併後の状況により新市において早急に調整し、5年を目途として一体性の確保を図る。</p>	

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	関係項目	字界防犯灯事務
調整の内容	当面は美原町制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：			名称：字界防犯灯事務
内容：			内容： 地区間協議が困難な字界に防犯灯を設置する。両地区の区長から設置要望書を提出してもらい、町において防犯灯を設置・維持管理を行う。 工事費 370,000 円 字界防犯灯の維持管理 町内 39 灯（平成 14 年 10 月現在） （平成 15 年度予算） 電気代・・・206,000 円 修繕料・・・ 43,000 円

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	関係項目	防犯委員会												
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。														
現 況			調整の具体的内容												
堺 市	美 原 町														
名称：登美丘地区防犯委員会 目的：黒山防犯協議会の中の1つの組織。黒山警察署管内の堺市域で構成されており、各種犯罪の予防、少年の非行防止、暴力追放運動を強力に推進し、犯罪のない明るい町の実現を図っている。 （事務局） 東支所 地域振興課 支援内容：補助金支出 根拠：堺市防犯事業補助金交付要綱 平成15年度 1,115,000円 (人口41,591)			黒山警察署管内で活動する黒山防犯協議会の地域組織として2つの防犯委員会があり、合併後については、活動団体、補助団体として、両団体が統合されることが望ましいが、統合はそれぞれの団体内の意向によるところが大きい。 補助金額については、新市において早急に検討し、経過措置を設け5年を目途として、他地域への補助額との整合を図る。												
名称：美原町防犯委員会 目的：黒山防犯協議会の中の1つの組織。黒山警察署管内の美原町域で構成されており、各種犯罪の予防、少年の非行防止、暴力追放運動を強力に推進し、犯罪のない明るい町の実現を図っている。 （事務局） 美原町 自治文化課 支援内容：交付金支出（定額） 根拠：美原町補助金等交付規則 平成15年度 1,355,000円 (人口38,853)															
他の警察署管内の防犯団体補助金 平成15年度 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・堺北防犯協議会</td> <td style="width: 20%;">(人口149,143)</td> <td style="width: 30%;">2,124,000円</td> </tr> <tr> <td>・堺東防犯協議会</td> <td>(人口243,669)</td> <td>2,853,000円</td> </tr> <tr> <td>・堺南防犯協会</td> <td>(人口201,344)</td> <td>2,400,000円</td> </tr> <tr> <td>・泉北防犯協会</td> <td>(人口163,151)</td> <td>2,189,000円</td> </tr> </table>			・堺北防犯協議会	(人口149,143)	2,124,000円	・堺東防犯協議会	(人口243,669)	2,853,000円	・堺南防犯協会	(人口201,344)	2,400,000円	・泉北防犯協会	(人口163,151)	2,189,000円	
・堺北防犯協議会	(人口149,143)	2,124,000円													
・堺東防犯協議会	(人口243,669)	2,853,000円													
・堺南防犯協会	(人口201,344)	2,400,000円													
・泉北防犯協会	(人口163,151)	2,189,000円													

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	関係項目	青少年指導員活動支援事業
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：青少年指導員地域活動事業            内容：小学校区、支所区域及び全市的な青少年指導員活動に対し補助金を交付し、地域が一体となった青少年の非行防止や育成活動等の促進を図る。            校区活動及び協議会活動の中で、自主的に巡回指導や啓発活動などが実施されている。</p> <p>美原町との主な相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年指導員は、各小学校区自治連合会からの推薦に基づき、市長から選任されている有志のボランティアである。              平成15年度指導員数約1,300人（各小学校区概ね10人以上、90小学校区）</li> <li>個人に対する報酬・報償金は支給していない。</li> <li>堺市青少年指導員連絡協議会は、各小学校区青少年指導員会（90校区）の校区幹事で構成されている。</li> <li>小学校区活動事業及び協議会事業に対して補助金を交付している。</li> </ul>	<p>名称：美原町青少年指導員会事務局            青少年指導員夜間啓発活動            青少年健全育成啓発</p> <p>内容：青少年のグループ活動の育成及び促進 / 青少年の余暇活動についての助言及び指導 / 青少年に対する各種相談 / 青少年の諸活動についての指導及び協力 / 青少年の非行防止 など            町内を3地域に分け、広報車3台で巡回する。            毎月5日（1月・5月は20日）に実施する。            美原町青少年指導員会が各団体の協力を得ながら、町内各所において物品の配付を行い青少年の健全育成に関する啓発を実施する</p> <p>堺市との主な相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年指導員は、非常勤職員として町長から委嘱されている。自治会からの推薦は行われていない。              平成15年度指導員数28人（定数35名）</li> <li>個人に対し報酬・夜間啓発活動報償金を支給している。</li> <li>町の区域全体で青少年指導員会が組織されており、小学校区単位（6校区）での組織はない。</li> <li>町の区域全体における直接執行事業が実施されている。</li> </ul>	<p>両市町における青少年指導員制度や実施事業の相違点については、5年を目途とした経過措置を設けて堺市制度に統合する。</p> <p>ただし、青少年指導員の組織については合併時に堺市青少年指導員連絡協議会に一本化する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	関係項目	地域環境実態調査
調整の内容	当面は現行の制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：地域環境実態調査                  内容： 青少年を取り巻く社会環境を整備し、青少年の健全な心身の発達を守るため、市内全域の地域環境を把握し、実情に即した環境浄化運動を推進することを目的として、堺市青少年指導員連絡協議会との委託契約により、毎年7月（平成15年度は8月）及び11月に各小学校区ごとの地域環境実態調査及び大阪府青少年健全育成条例の普及啓発活動を実施している。</p> <p>府条例に基づいた有害図書類の陳列状況や自動販売機等の設置状況に、市独自の調査対象及び調査内容を加えた調査を実施している。</p> <p>なお、校区幹事は、平成15年度から「大阪府青少年社会環境実態調査員（ボランティア）」としても委嘱され、府の設置要綱に基づいた調査も実施している。</p>		<p>名称：                  内容：</p> <p>美原町では、独自の調査は実施していないが、平成15年度から府の「青少年社会環境実態調査員設置要綱」に基づいた調査を実施している。</p>	

大阪府が実施する青少年社会環境実態調査との調整を図りながら、5年を目途とした経過措置を設け、新市において一本化する。

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	関係項目	コミュニティセンター運営事務
調整の内容	堺市に同様の施設・事務はなく、その運営について新市において引き続き検討し、5年を目途として他の施設との整合を図る。		
現 況			
堺 市		美 原 町	
名称： 内容：	名称：コミュニティセンター運営事務 内容： さつき野東1-6-5に設置したコミュニティセンターの管理事務 さつき野コミュニティセンター運営協議会は、住民が効率的かつ円滑にセンターを利用できるよう、美原町よりセンターの管理運営を受託し、地域住民相互の親睦と交流を深めるために成立された。 さつき野地区内の区長及び老人会、各丁目の自治会の代表者で構成する団体で主にセンターの管理を行っている。 さつき野コミュニティセンター管理運営委託事業 720,000 円 さつき野コミュニティセンター機械警備委託事業 420,120 円		調整の具体的内容



堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	関係項目	環境美化活動等協力金
調整の内容	当面は現行の制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市	美 原 町		
名称：環境美化活動等協力金 内容： 校区自治連合会が行う環境美化活動及び環境美化啓発活動並びに粗大ごみ処理券の販売協力に対し、環境美化活動等協力金を交付する。  ・環境美化活動に係る協力金 環境美化活動を年2回以上実施した校区自治連合会に対し交付。 30円×加入世帯数+30,000円×90校区  ・処理券に係る協力金 処理券の販売協力を実施した校区自治連合会に対し交付。 40円×処理券販売枚数			堺市のみにある事業であり、自治会関係団体に関わるものでもある。 新市において早急に調整し、5年を目途として一体性の確保を図る。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	18 補助金・交付金等の取扱い	関係項目	自治会活動助成	
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：堺市自治会活動推進補助金 内容： 昭和31年全市的に組織化された新生活運動に始まり、昭和51年9月堺市自治連合協議会と改称した。平成12年4月堺市が6支所体制を確立したことに伴い、区域自治連合協議会をそれぞれの区域ごとに組織した。補助金は、加入世帯により異なるが1校区自治連合会当たり約100万円となり、校区自治連合会傘下の各種団体への活動補助や校区自治連合会行事に充てている。</p> <p>自治連合協議会活動補助金 20円×年度当初世帯数+10,000円×90校区</p> <p>校区自治連合会活動補助金 校区自治連合会の財政基盤の確立のため、加入世帯数に応じて毎年6月に活動補助金を交付する。</p> <p>310円×校区自治連合会組織世帯数 +280,000円×90校区</p>		<p>名称：美原町区長会補助金 内容： 区長設置規則に基づいて各地区から選出され委嘱している区長で構成される団体で、区長相互の連絡を密にし、町行政事務の円滑な推進を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的として活動しており、その活動資金の一部を補助するもの。</p> <p>区長の職務 町が行う各種業務の協力及び援助に関すること。 地区住民の要望・意見等のとりまとめ 地区全体の問題についての町との連絡調整に関すること 前各号に掲げるほか、町長が必要と認めること</p> <p>区長報酬 180,000円/年×26人</p> <p>区長会補助金 1,560,000円</p> <p>区長会事業 総会、役員会、研修会、講演会</p>		<p>両市町の団体とも、それぞれの歴史をもち、行政との関連においてもそれぞれ経過があるものである。</p> <p>堺市が主に小学校区単位で施策展開している一方、美原町は「地区」を対象としており、区長及び区長会の取扱い等については相当期間の検討が必要である。</p> <p>合併後、両団体が統合され新市として同一の施策を展開することが望ましいが、統合についてはそれぞれの団体内の意向によるところが大きい。</p> <p>また、両市町の当該団体に対する施策内容や経過等に大きく隔たりがあるので、それらに配慮しながら新市において早急に検討し、5年を目途として一体性の確保を図る。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	18 補助金・交付金等の取扱い	関係項目	地域会館建設等助成	
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：地域会館建設費助成・大規模改修助成                  内容：                  1校区に1地域会館の建設を進めていく。                  9/10補助で3,500万円を限度とする。現在、11校区が未設置となっている。                  建設用地は200㎡(老人集会室併設の場合は270㎡)限度に市が購入し、地元は無償貸与する。                  大規模改修は、市から移管した地域会館の場合は1回目は1,800万円を限度に9/10補助。また、堺市地域会館整備費補助金交付要綱により建設した場合は、15年経過後500万円を限度に1/2補助。</p>		<p>名称：地区振興補助事業                  内容：                  26地区の公民館は全て建設済み。                  公民館等の新築                  事業費の10/10(補助金限度額500万円)                  用地費の1/2(補助金限度額500万円)                  公民館等の改修等                  事業費の1/2(補助金限度額100万円)                  ゴミ集積場                  事業費の2/3(補助金限度額60万円)                  防火施設                  事業費の1/2(補助金限度額30万円)                  その他町長が必要と認めるもの                  事業費の1/2(補助金限度額30万円)</p>		<p>美原町における分別収集ゴミ集積場や防火施設に対する補助については、関連施策が美原町独自の内容となっている。                  また、美原町における公民館等の新設、改修等については、1小学校区1地域会館の建設を進める堺市の施策とは異なるものである。                  さらに、このことは自治会関係団体の統合等に密接に関わってくるものであり、また、当該事業の財源である両市町の基金の調整も必要となってくる。                  両市町とも地域コミュニティの推進を図るための事業であるが、施策内容や経過等に大きく隔たりがあるので、それに配慮しながら新市において早急に調整し、基金の調整を含め5年を目途として一体性の確保を図る。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	18 補助金・交付金等の取扱い	関係項目	防犯灯維持管理助成
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：防犯灯設置・防犯灯電気料金補助                  内容：                  各防犯協議会等を通して市内90校区の自治連合会に対し年間450灯の設置補助を実施する。1灯当たり、設置費の半額で、7,000円を限度とする。                  7,000円×90校区×5灯</p> <p>電気料金は関西電力(株)の規定する公衆街路灯(A)電気料金区分の1/4(4、5、6月分)を防犯灯を維持管理している団体(公共団体を除く。)及び個人に対し補助する。</p>		<p>名称：防犯灯維持管理費補助金事務                  内容：                  ・設置及び改修(地区振興補助金交付要綱)                  設置                  電柱等共架...事業費の2/3(補助金限度額12千円)                  独立...事業費の1/2(補助金限度額5万円)                  全面改修                  電柱等共架...事業費の1/2(補助金限度額5千円)                  独立...事業費の1/2(補助金限度額25千円)</p> <p>・電気料金(防犯灯維持管理費補助金交付規則)                  各地区及び町長が必要と認める団体に対し、関西電力と公衆街路灯として契約しており、かつ防犯を目的に公共の用に供している防犯灯について助成。                  4月1日の灯数を基準とし、基準月(燃料費調整制度により3ヶ月ごとに電気代に増減があるため、1年間の平均を算出し、その直近下位の月を基準月とする。)の電気代に12を乗ずる。                  ただし、1灯につき60Wを限度とする。                  助成対象は26地区及び町長が必要と認める団体(商店街等)</p>	<p>両市町の施策内容、経過に大きく隔たりがあり、住民生活に密接に関わる事項でもある。                  それらに配慮しながら新市において早急に調整し、5年を目途として一体性の確保を図る。</p>

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	地縁団体証明手数料
調整の内容	堺市制度で実施。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：戸籍法関係手数料等          内容：請求者に対し次の証明書を発行し、手数料を徴収している。</p> <p>認可地縁団体証明書 1通 200円          認可地縁団体印鑑登録証明書 1通 250円</p> <p>国又は地方公共団体等からの請求は、堺市手数料条例施行規則により減額又は免除している。</p>		<p>名称：戸籍法関係手数料等          内容：請求者に対し次の証明書を発行し、手数料を徴収している。</p> <p>定めのない事項を証明する場合の手数料          1通 200円</p>	
堺市制度で実施。			

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	17 公共的団体等の取扱い	関係項目	献血推進事業
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺市献血推進協議会</p> <p>目的：社会全体の輸血用血液の確保に協力し、市民及びその家族に必要な輸血を円滑に行う。</p> <p>内容： 地域献血運動の協力依頼及び献血思想の普及。街頭広報活動をはじめとする献血PR活動の実施。 献血協力依頼のバナー、横断幕表示（7月、12月） 市内主要駅頭で啓発用グッズの配布（7月、12月それぞれ3箇所ずつ）</p>		<p>名称：美原町献血推進協議会</p> <p>目的：献血思想の普及並びにその推進を図ることを目的とする。</p> <p>内容： 美原町献血推進協議会を通じて、町内献血会場への協力依頼、実施、献血思想の普及向上のための啓発活動、献血協力者への処遇の実施、献血推進協議会への町補助金の交付事務及び府補助金の交付事務を行う。 献血の実施（役場、黒山警察署、オージョイフル、年各2回） 献血者への粗品配布等、処遇の実施 企業献血への協賛（粗品提供） 献血思想の普及向上のための啓発活動（広報活動、講演会） 献血推進協議会総会の実施</p>	
		<p>両市町とも、ほぼ事業内容は同様であるが、事業実施母体である献血推進協議会の組織構成に違いがある。</p> <p>堺市においては、校区自治連合会を中心に協議会が組織されているが、美原町では地区の婦人会、医師会等の団体を含めた形で組織されている。</p> <p>このことは、合併後の自治会関係団体等の組織に大きく関連してくるものと考えられる。</p> <p>したがって、このことを踏まえて合併後5年を目途に協議会の組織構成について調整し、一体性の確保を図る。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	17 公共的団体等の取扱い	関係項目	日赤関係事務
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現		況	
堺市		美原町	
<p>名称：日本赤十字社大阪府支部堺市地区                  目的：博愛人道の精神により設立された赤十字事業を推進する。                  内容：                  社資募集事務をはじめ、日赤大阪府支部の要請により、堺市地区として日赤事業を行う。各支所地域振興課が各区域の事務局として事務を行う。                  社資募集事務用品の区分け、配送。                  事務長の候補者選考及び就任依頼。                  災害見舞金の交付及び用品の支給。</p>		<p>名称：日本赤十字社大阪府支部美原町分区                  目的：日本赤十字社が実施する赤十字事業を推進する。                  内容：                  社資募集事務をはじめ、災害時には災害見舞金の交付及び用品の支給、分区の運営に係る事務を行う。</p>	
調整の具体的内容			
<p>堺市においては、校区自治連合会で奉仕団が組織されているが、美原町では地区の婦人会で組織されている。                  また、地区、分区からの協力団体に対する交付金の額にも差があり、協力団体については、合併後の自治会関係団体の組織に大きく関連してくるものと考えられる。                  したがって、このことを踏まえて合併後5年を目途に協力団体の組織構成について調整し、一体性の確保を図る。</p>			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	17 公共的団体等の取扱い	関係項目	青少年指導員連絡協議会
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況			
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺市青少年指導員連絡協議会                  内容：各小学校区青少年指導員会（90校区）の校区幹事で構成されている。                  青少年指導員相互の連絡調整を図り、また青少年指導に関する諸問題の研究協議を行い、もって地域における青少年健全育成活動を円滑かつ、効果的に推進する。</p> <p>青少年指導員制度の美原町との主な相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年指導員は、各小学校区自治連合会からの推薦に基づき、市長から選任されている有志のボランティアである。                      平成15年度指導員数約1,300人（各小学校区概ね10人以上、90小学校区）</li> <li>・個人に対する報酬・報償金は支給していない。</li> <li>・小学校区活動事業及び協議会事業に対して補助金を交付している。</li> </ul>		<p>名称：美原町青少年指導員会                  内容：町長から委嘱を受けた指導員が、青少年の健全育成を目的とし、相互に密接に連絡し協力する。                  小学校区単位（6校区）での組織はない。</p> <p>青少年指導員制度の堺市との主な相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年指導員は、非常勤職員として町長から委嘱されている。自治会からの推薦は行われていない。</li> </ul> <p>平成15年度指導員数28人（定数35名）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人に対し報酬・夜間啓発活動報償金を支給している。</li> <li>・町の区域全体における直接執行事業が実施されている。</li> </ul>	
調 整 の 具 体 的 内 容			
<p>町の区域全体の代表者を構成員とするよう規約を改正し、合併と同時に同じ協議会を組織する。                  ただし、青少年指導員制度や実施事業の相違点については、5年を目途とした経過措置を設け、新市において制度の一本化を図る。</p>			



## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	関係項目	堺市安全まちづくり会議
調整の内容	堺市制度で実施。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺市安全まちづくり会議</p> <p>目的：堺市民の安全の推進に関する条例第3条に規定する基本理念に従い、市民の安全の推進に必要な施策を実施するに当たり、関係行政機関及び関係団体と緊密な連携のもと、条例の効果的な運用を図る。</p> <p>構成：</p> <p>各防犯協議会、防犯委員会会長 堺市自治連合協議会、女性団体、商工会議所など 各種団体 堺市議会議員 大学教授 関係行政機関の職員 警察署長（堺北、堺東、堺南、泉北、黒山署）～5人 堺市高石市消防組合消防長 堺市職員</p>		<p>名称：大阪府黒山警察署安全なまちづくり推進協議会</p> <p>目的：市、町、警察、市民、町民、民間団体等の代表者が一体となって、地域に密着した安全なまちづくり事業を推進することにより、安心して暮らすことのできる安全なまちづくりの実現に資する。</p> <p>構成：</p> <p>美原町長、大阪狭山市長 黒山警察署長 各防犯委員会会長 事業所防犯協会会長 自治会、商工会など各種団体 学校長会代表 関係行政機関の職員</p>	<p>堺市組織に統合の方向。</p> <p>安全なまちづくりを推進する目的は同一であり、構成メンバー（民間団体、警察、行政の代表）も重複している。</p> <p>合併と同時に堺市安全なまちづくり会議に統合する。</p>

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	校区自治連合会法人化助成		堺市制度で実施	堺市制度で実施
24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	安全なまちづくり推進事業	安全なまちづくり推進事業	堺市制度で実施	堺市制度で実施
24 各種事務事業の取扱い（生活関係）		青少年健全育成事業(夏期ふれあいキャンプ)	その他	当面は美原町制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	大阪府青少年指導員連絡協議会	大阪府青少年指導員連絡協議会	堺市制度で実施	堺市制度で実施
24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	泉北ブロック青少年指導員連絡協議会	南河内青少年指導員連絡協議会	堺市制度で実施	堺市制度で実施
24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	大阪府青少年指導員連絡協議会研修会	大阪府青少年指導員連絡協議会研修会	堺市制度で実施	堺市制度で実施
24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	泉北ブロック青少年指導員連絡協議会研修会	南河内青少年指導員連絡協議会研修会	堺市制度で実施	堺市制度で実施

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
18 補助金・交付金等の取扱い	校区自治連合会法人化補助金		堺市制度で実施	堺市制度で実施
18 補助金・交付金等の取扱い	大阪府青少年指導員連絡協議会分担金	大阪府青少年指導員連絡協議会負担金	堺市制度で実施	堺市制度で実施
18 補助金・交付金等の取扱い		南河内青少年指導員連絡協議会負担金	廃止	合併により一本化される泉北ブロック青少年指導員連絡協議会では、各市町からの負担金は徴収していない。
18 補助金・交付金等の取扱い	大阪府青少年指導員連絡協議会研修会負担金	大阪府青少年指導員連絡協議会研修会負担金	堺市制度で実施	堺市制度で実施
18 補助金・交付金等の取扱い		南河内青少年指導員連絡協議会研修会負担金	廃止	合併により一本化される泉北ブロック青少年指導員連絡協議会では、各市町からの負担金は徴収していない。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
17 公共的団体等の取扱い	大阪府青少年指導員連絡協議会	大阪府青少年指導員連絡協議会	堺市制度で実施	堺市制度で実施
17 公共的団体等の取扱い	泉北ブロック青少年指導員連絡協議会	南河内ブロック青少年指導員連絡協議会	堺市制度で実施	堺市制度で実施